

# 保育系弁護士がゆく

## 少子化時代をサバイブする園の護身術

第47号

### 「債権差押命令」が届いたら

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。  
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士  
今西 淳浩

## Topic

園を運営する法人から、裁判所から「債権差押命令」なるものが届いた。どう対応すればいいのか、というご相談が寄せられることがあります。そこで、本稿では、債権差押命令を受け取ったときに最初に注意すべきことに絞って説明します。

### 1. 債権差押命令とは

園を運営する法人は、職員を雇用し、労働の対価として給料を支払っています。そのため、例えば、職員が金融機関から借り入れた金銭の支払いを怠り、金融機関が貸付金の回収のために職員の給料を差し押さえるという手段をとることがあります。

債権差押命令は、上記のような事例において、金融機関が裁判所に対し、「職員が金銭の支払いをしないので、職員が得ている給与等を差し押さえてほしい。」と申立を行い、この申立てを受けた裁判所が、法人に対して、「職員の給料の一部を差し押さえた。差し押さえた部分については職員に支払をしてはならない。」と命じるものです。

### 2. 裁判所から債権差押命令が届いた場合、最初に注意すべきこと

#### 1 「当事者目録」の「債務者」欄の記載を確認しましょう

給与等の差押えの場合、債権差押命令の「当事者目録」の「債務者」欄に職員の氏名が、「第三債務者」の欄に法人名が記載されているはずです。もし、「債務者」欄に職員の氏名ではなく法人名が記載されているのであれば、この命令は、給与等の差押えではなく、法人自身の財産が差押えされているということになりますので、本稿の説明とは別の対応等が必要になります。



## Topic (後半)

II 債権差押命令を受領した後は、差押えを受けた職員に対して給料の全額を支給してはいけません。後日、債権者は、差し押さえられた給料を取り立てます。このとき、法人は職員に支払ったことを理由に債権者からの支払を拒むことができません。つまり、債権差押命令を受領したにもかかわらず、その後に差し押さえられた部分を控除することなく職員に全額を支給してしまうと、法人は、職員だけでなく債権者にも支払をすることになり、いわゆる二重払いとなります（法人としては、職員に対し返還を求めることになるのですが、回収不能になるリスクがあります）。

したがって、債権差押命令を受領した日から給料支給日まで時間がない場合は、給料から差し押さえられた金額を控除した振込額に変更するなどの事務処理を急ぎ行う必要があります。

債権差押命令は債務者である職員にも送付されています。そのため、職員から「債権者と話し合っているんで待って欲しい。」「生活ができなくなるので減額支給しないでほしい。」「差押えされる理由に覚えがない。全額支給を。」といった話があるかもしれません。しかし、控除せずに支給することは、法人が二重払いの危険を負うことにほかなりません。職員に対しては「弁護士に相談するように」と助言するに留め、職員の要望には応じないようにしてください。

### 3. その後について

裁判所から届いた書類には、「第三債務者の方へ まずお読みください」といった債権差押命令を受領した第三債務者（法人）に宛てた説明書も同封されていると思います。その説明書には、法人が今後しなければならないことの詳細が記載されています。説明文を確認し、次にどのような対応をしなければならないか確認しておいてください。説明書には問い合わせ先が記載されていますので、わからないことがあれば、そちらに確認するようにしてください。

この号について園でも話し合ってみよう 

